賠 償 責 任 共 済

2025年4月版

詳 細 版

石油製品の流出による海水汚染事故に係わる損害賠償金は、企業経営を脅かすほどの規模になることがあります。
全石連の「賠償責任共済」は、ＳＳ・油槽所の施設で発生する損害賠償事故と施設自体の火災事故をあわせて補償します。

※「油濁賠償」と「施設賠償」は、損害保険ジャパン株式会社が引受保険会社となる「油濁賠償責任保険」と「施設所有管理者賠償責任保険」になります。

※2025年4月始期契約より掛金（保険料部分）の改定がございます。２～５ページをご確認ください。

補償内容

油 濁 賠 償	施 設 賠 償	火 災 共 済
石油物質が保険期間中に施設から公共水域※に不測かつ突発的に流出したことに起因する水の汚染損害に対する法律上の賠償責任、処理費用等を補償します。	施設・設備の所有、使用、管理または業務を遂行する上で偶然な事故により他人の身体あるいは財物に損害を与えたことに対する法律上の賠償責任を補償します。	ＳＳ・油槽所施設自体の火災事故（火災、落雷、破裂・爆発）による損害を補償します。
	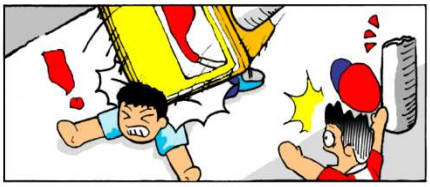	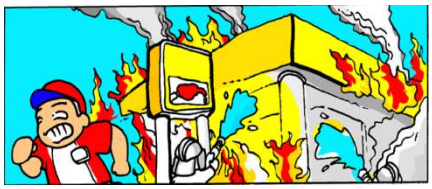

※公共水域とは、海、河川（河川法での一級河川および二級河川）、湖沼（国または都道府県が管理する湖、沼、貯水池）、運河をいいます。

お申込みに際して

- 油濁賠償責任保険、施設所有管理者賠償責任保険については、全国石油業共済協同組合連合会（全石連）を契約者とする団体契約になります。また、加入資格は全石連を構成する石油協同組合、石油商業組合に加盟する組合員になります。
- 共済期間(保険期間)は毎月１５日午前０時～翌年１５日午前０時までの１年間となります。（補償開始日は申込日によって異なります。）
- 掛金（保険料）は、ご指定の口座からの振替によるお支払いとなります。（振替日は２２日、振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）
- 共済期間(保険期間)の満了する日の１か月前までに特にお申し出がないかぎり、ご加入は自動継続されます。

■個人情報の取扱いについて

〇保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

加入タイプA 補償金額(保険金額)と掛金(保険料)
～油濁賠償自己負担額100万円 火災共済1,000万円タイプ～

共済期間（保険期間）：１年
払込方法：一括払

加入タイプ	補償金額(保険金額)					掛金（うち保険料）
	油濁賠償（1事故）	施設賠償			火災共済	
		身体(1名)	身体(1事故)	財物(1事故)		
1A	なし	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	12,340円（4,340円）
2A	5,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	22,040円（14,040円）
3A	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	31,740円（23,740円）
4A	なし	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	14,200円（6,200円）
5A	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	23,900円（15,900円）
6A	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	33,600円（25,600円）
7A	なし	1億円	1億円	1億円	1,000万円	14,760円（6,760円）
8A	5,000万円	1億円	1億円	1億円	1,000万円	24,460円（16,460円）
9A	1億円	1億円	1億円	1億円	1,000万円	34,160円（26,160円）
自己負担額	100万円	5万円		5万円	なし	

※ 上記掛金は加入施設の総タンク容量300kl以下のものです。300klを超える場合は別途お問い合わせください。

※ カッコ内は保険料部分となります。

加入タイプAS 補償金額(保険金額)と掛金(保険料)
～油濁賠償自己負担額1万円 火災共済1,000万円タイプ～

共済期間（保険期間）：１年
払込方法：一括払

加入タイプ	補償金額(保険金額)					掛金（うち保険料）
	油濁賠償（1事故）	施設賠償			火災共済	
		身体(1名)	身体(1事故)	財物(1事故)		
2AS	5,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	26,310円（18,310円）
3AS	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	40,280円（32,280円）
5AS	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	28,170円（20,170円）
6AS	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	42,140円（34,140円）
8AS	5,000万円	1億円	1億円	1億円	1,000万円	28,730円（20,730円）
9AS	1億円	1億円	1億円	1億円	1,000万円	42,700円（34,700円）
自己負担額	1万円	5万円		5万円	なし	

※ 上記掛金は加入施設の総タンク容量300kl以下のものです。300klを超える場合は別途お問い合わせください。

※ カッコ内は保険料部分となります。

加入タイプB 補償金額（保険金額）と掛金(保険料)
～油濁賠償自己負担額100万円 火災共済2,000万円タイプ～

共済期間（保険期間）：１年
払込方法：一括払

加入タイプ	補償金額（保険金額）					掛金（うち保険料）
	油濁賠償（1事故）	施設賠償			火災共済	
		身体(1名)	身体(1事故)	財物(1事故)		
1B	なし	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	18,340円（4,340円）
2B	5,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	28,040円（14,040円）
3B	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	37,740円（23,740円）
4B	なし	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	20,200円（6,200円）
5B	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	29,900円（15,900円）
6B	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	39,600円（25,600円）
7B	なし	1億円	1億円	1億円	2,000万円	20,760円（6,760円）
8B	5,000万円	1億円	1億円	1億円	2,000万円	30,460円（16,460円）
9B	1億円	1億円	1億円	1億円	2,000万円	40,160円（26,160円）
自己負担額	100万円	5万円		5万円	なし	

※ 上記掛金は加入施設の総タンク容量300kl以下のものです。300klを超える場合は別途お問い合わせください。

※ カッコ内は保険料部分となります。

加入タイプBS 補償金額(保険金額)と掛金(保険料)
～油濁賠償自己負担額1万円 火災共済2,000万円タイプ～

共済期間（保険期間）：１年
払込方法：一括払

加入タイプ	補償金額(保険金額)					掛金（うち保険料）
	油濁賠償（1事故）	施設賠償			火災共済	
		身体(1名)	身体(1事故)	財物(1事故)		
2BS	5,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	32,310円 (18,310円)
3BS	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	46,280円 (32,280円)
5BS	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	34,170円 (20,170円)
6BS	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	48,140円 (34,140円)
8BS	5,000万円	1億円	1億円	1億円	2,000万円	34,730円 (20,730円)
9BS	1億円	1億円	1億円	1億円	2,000万円	48,700円 (34,700円)
自己負担額	1万円	5万円		5万円	なし	

※ 上記掛金は加入施設の総タンク容量300kl以下のものです。300klを超える場合は別途お問い合わせください。

※ カッコ内は保険料部分となります。

事故事例

油濁賠償：

■ローリーから荷卸中に注入口から溢れだした軽油が、近くの一級河川に流れ込み汚染した。

施設賠償：

■配達先の屋外タンクに給油中にオーバーフローを起こし配達先施設を汚した。

■SSに設置した電飾看板が強風で吹き飛び、通行人にあたりケガをさせた。

■灯油と間違えてガソリンを販売したため、ストーブから出火し、建物が消失した。

被保険者の範囲

①全石連を構成する石油協同組合、石油商業組合に加盟する組合員（=記名被保険者）
②記名被保険者の役員および使用人
③記名被保険者の下請負人
④記名被保険者の下請負人の役員および使用人
※油濁賠償責任保険は①②のみとなります。
※②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

事故例とお支払いする保険金・共済金

	事　故　例	お支払いする保険金	お支払いする共済金
油濁賠償	●油槽所の屋外タンクの配管が破損し、流出した重油が地中を伝わって湾内に流れ出た。 ●ローリーから荷卸中に注入口から溢れ出した軽油が近くの川に流れ込み汚染した。 ～漏油賠償事故の取扱い～ 突発的な漏油に伴う ①公共水域※への流出に起因する汚染 →油濁賠償の対象 ②公共水域への流出に起因しない汚染 →施設賠償の対象	①法律上の損害賠償金 漁業権者に対する漁業補償など被害者への損害賠償金 ②損害賠償に関する争訟につき支出した費用（損保ジャパンの事前承認が必要です。） ③処理費用 公共水域を汚染した場合の石油物質拡散防止、捕収回収、焼却処理、乳化分散処理等について支出した費用 ④権利保全行使費用 損害発生の事故原因が第三者にある場合（例；タンクを壊された場合）、その第三者に対する求償の権利の保全または行使のために支出した、必要かつ有益な費用　など	
施設所有管理者賠償	●配達先の屋外タンクへ給油中にオーバーフローを起こし、配達先施設を汚した。 ●ＳＳに設置した電飾看板が強風で吹き飛び、通行人にあたりケガをさせた。 ●灯油と間違えてガソリンを販売したため、ストーブから出火し、建物が焼失した。 ●配送業務において、重機の作動油タンクやアドブルーのタンクに軽油を入れてしまい、重機が故障した。	①法律上の損害賠償金 被害者に対して支払うべき損害賠償金 ②費用保険金 損害賠償に関する争訟費用（損保ジャパンの事前承認が必要です。）　など	
火災共済	●火災でセールスルームと洗車機が全焼した。 ●落雷による異常電流でＰＯＳ機器が故障した。 ※地震による火災損害は対象とはなりません。		損害物件の時価額

※公共水域とは、海、河川（河川法での一級河川および二級河川）、湖沼（国または都道府県が管理する湖、沼、貯水池）、運河となります。
公共水域外とは、下水道、灌漑用水路、地下水路、田畑等となります。

●賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。被保険者（保険の対象となる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

●お支払い火災共済金の損害額は、損害発生時の時価額が基準となります。
(時価額；同等のものを新たに購入するのに必要な金額（再調達価格）から使用による消耗品分を控除した金額)

＜損害額の査定について＞
動産の場合は、修理費のうち部品代については、使用年数に応じた所定の減価償却分を控除します。
損害を受けたサービス機器が十分に機能を発揮し、ＳＳ業務に使用されていた場合、時価の査定は次のようになります。
◇使用年数８年未満・・・再調達価格の50%限度
◇使用年数８年以上・・・再調達価格の30%限度

建物の場合は、時価額でのお支払いになります。

施設所有管理者賠償責任保険でお支払いができない主な事故例

お　支　払　い　で　き　な　い　主　な　事　故　例
●自社のＳＳでの給油において、軽油車にガソリンを給油してしまい、エンジンを故障させた。 ●SSのミニローリーで配達に向かう途中、前を走っていた車に衝突した。 ●洗車をするため従業員が自動車を移動させた際、防火壁にぶつけてしまった。 ●強風で吹き飛ばされたSS構内の看板が従業員にあたってケガをした。 ●地下タンクの老朽化によって空いた穴から地中に漏れ出したガソリンがSS周辺の土壌を汚染した。　など

お支払いできない主な場合

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)以下のアおよびイに限ります。
ア．記名被保険者が所有する財物
イ．記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
⑥ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【火災共済の免責事由】

① 地震による火災損害　など

【特約条項の免責事由（施設所有管理者特約条項、油濁特約条項の場合）】

① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
② 航空機、昇降機、もしくは自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら入力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、配送業務における、これらに対する給油作業の結果による賠償責任を除きます。
③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
⑤ 仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
⑦タンク・配管の老朽化・腐食に伴う漏油賠償事故（不測かつ突発的に石油物質が流出した場合を除きます。）
⑧漏油に伴う、ＳＳ・油槽所自体の土壌汚染損害　など
※⑤および⑥について、配送業務に起因する事故および石油製品誤売に起因する事故は、お支払いの対象となります。

火災共済に関するご注意

●加入申込書にある「目的別共済金額(火災共済部分)」の内訳が、4項目とも「0万円」と記載されている場合で、「ご連絡期日」までに金額のお申し出がない場合は、共済金額1,000万円のご契約の場合、①建物(キャノピーを含まない)500万円、②機械設備・屋外装置(キャノピーを含む)300万円、③什器・備品100万円、④商品(製品)100万円でのお引き受けとさせていただきます。共済金額2,000万円のご契約の場合、①建物(キャノピーを含まない)1,000万円、②機械設備・屋外装置(キャノピーを含む)600万円、③什器・備品200万円、④商品(製品)200万円でのお引き受けとさせていただきます。
共済期間開始後でありましても、お申し出いただければ金額の変更は可能です。

賠償責任保険に関するご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となるタンク容量等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて８日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が１年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団等が締結した契約	④質権が設定されたご契約 ⑤保険金請求権等が担保として第三者 に譲渡されたご契約 ⑥通信販売特約により申し込まれたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として１年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から２か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午前０時に終わります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまのタンク容量等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度のタンク容量等については、正確にご申告いただきますようお願いします。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①保険料算出の基礎数字 ②業務内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 （ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（4）重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

●万一事故が発生した場合、損害保険(油濁賠償・施設所有管理者賠償)については取扱代理店または損保ジャパンへ、火災共済については全国石油業共済協同組合連合会または所属の石油組合へただちにご連絡ください。

●賠償責任保険の事故の場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1．以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
　＜１＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
　＜２＞上記＜１＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
　＜３＞損害賠償の請求の内容
2．他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3．損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4．損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
　ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5．損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6．他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7．上記の１．～６．のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書　など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書　など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、３０日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、３０日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会
②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査
⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
●前記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合（油濁賠償・施設所有管理者賠償）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】０１２０－７２７－１１０
＜受付時間＞平日/午後5時～翌日午前9時　土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽＡＤＲセンター」】
ナビダイヤル0570-022808＜通話料有料＞
＜受付時間＞
平日：午前9時15分～午後5時（土･日･祝日･年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

【保険契約者】
全国石油業共済協同組合連合会
〒100-0014　東京都千代田区永田町2-17-14
石油会館
ＴＥＬ 03-3593-5844
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（石油広場）http://www.zensekiren.or.jp

※油濁賠償、施設所有管理者賠償について
【取扱代理店】株式会社ゼンセキ
〒100-0014　東京都千代田区永田町2-17-14
TEL 03-3593-5800
（受付時間：平日の午前9時から午後12時まで、
午後１時から午後5時まで）
【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社
企業営業第六部第一課
〒103-8255　東京都中央区日本橋２－２－１０
TEL 050-3808-4704
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ24-12937　2025/01/06）

お問い合わせ先

組　　合　　名	電 話 番 号	FAX番号
北海道石油業協同組合連合会	011−822−8111	011−811−7498
青森県石油商業協同組合	017−722−1400	017−722−1421
岩手県石油商業協同組合	019−622−9528	019−654−0112
宮城県石油商業協同組合	022−265−1501	022−264−1072
福島県石油業協同組合	024−546−6252	024−546−6253
秋田県石油商業協同組合	018−862−6981	018−862−2591
山形県石油協同組合	023−664−2821	023−625−2885
新潟県石油業協同組合	025−267−1321	025−233−1514
長野県石油協同組合	026−217−6740	026−217−6733
群馬県石油協同組合	027−251−1888	027−251−1771
栃木県石油協同組合	028−622−0435	028−622−0472
茨城県石油業協同組合	029−224−2421	029−224−2461
千葉県石油協同組合	043−246−5225	043−242−0172
埼玉県石油業協同組合	0480−53−3215	0480−53−3216
東京都石油業協同組合	03−3593−1421	03−3593−0336
神奈川県石油業協同組合	045−641−1351	045−662−9408
静岡県石油業協同組合	054−282−4337	054−286−6598
山梨県石油協同組合	055−233−5850	055−232−5044
愛知県石油業協同組合	052−322−1550	052−322−5080
三重県石油業協同組合	059−225−5981	059−226−5543
岐阜県石油商業協同組合	058−271−2903	058−271−2905
富山県石油業協同組合	076−429−8811	076−429−8820
石川県石油販売協同組合	076−256−5330	076−238−3330
福井県石油業協同組合	0776−34−3151	0776−34−0132
滋賀県石油協同組合	077−522−7369	077−523−1005
京都府石油協同組合	075−642−9733	075−642−9301
大阪府石油協同組合	06−6362−2910	06−6362−2914
奈良県石油協同組合	0742−26−1800	0742−27−4611
和歌山県石油協同組合	073−431−6251	073−431−8693
兵庫県石油協同組合	078−321−5611	078−321−5615
岡山県石油商業協同組合	086−246−2040	086−246−2151
広島県石油販売協同組合	082−261−9431	082−264−1022
鳥取県石油協同組合	0859−21−1400	0859−21−1401
島根県石油協同組合	0852−25−4488	0852−27−8544
山口県石油協同組合	083−973−4400	083−973−4402
徳島県石油事業協同組合	088−622−6406	088−655−0248
高知県石油業協同組合	088−831−0439	088−833−9988
愛媛県石油業協同組合	089−924−3856	089−923−4735
香川県総合エネルギー協同組合	087−833−9665	087−833−9665
福岡県石油協同組合	092−272−4564	092−281−0507
大分県石油販売協同組合	097−533−0235	097−533−0237
佐賀県石油協同組合	0952−22−7337	0952−25−0974
長崎県石油協同組合	095−826−4181	095−826−0649
熊本県石油販売協同組合	096−285−3355	096−345−1335
宮崎県石油協同組合	0985−24−7775	0985−26−0600
鹿児島県石油販売業協同組合	099−257−2822	099−253−1578
沖縄県石油業協同組合	098−998−1871	098−998−1875
全国石油業共済協同組合連合会	03−3593−5844	03−3597−1712